

乙第1号議案から
乙第30号議案まで
諮問第1号

令和2年第7回沖縄県議会(定例会)議案
(その2)

令和2年11月25日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
乙第1号議案	沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例	1
乙第2号議案	沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	4
乙第3号議案	沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	5
乙第4号議案	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	6
乙第5号議案	沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例	26
乙第6号議案	公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例	27
乙第7号議案	公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例	28
乙第8号議案	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	33
乙第9号議案	ちゅらうちなー安全なまちづくり条例の一部を改正する条例	40
乙第10号議案	工事請負契約について	42
乙第11号議案	工事請負契約について	43
乙第12号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	44
乙第13号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	45
乙第14号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	46
乙第15号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	47
乙第16号議案	訴えの提起について	48
乙第17号議案	損害賠償請求事件の和解について	50
乙第18号議案	指定管理者の指定について	53
乙第19号議案	指定管理者の指定について	54
乙第20号議案	指定管理者の指定について	55

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第21号議案	指定管理者の指定について	56
乙第22号議案	指定管理者の指定について	57
乙第23号議案	指定管理者の指定について	58
乙第24号議案	指定管理者の指定について	59
乙第25号議案	当せん金付証券の発売について	60
乙第26号議案	国営土地改良事業に係る負担金の徴収について	61
乙第27号議案	公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めることについて	63
乙第28号議案	公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めることについて	71
乙第29号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について	75
乙第30号議案	専決処分の承認について	76
諮問第1号	軌道敷設に関する線路及び工事方法書に記載した事項の変更認可申請に伴う意見について	80

沖縄県行政機関設置条例等の一部を改正する条例

(沖縄県行政機関設置条例の一部改正)

第1条 沖縄県行政機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 前条第2項及び前項の規定にかかわらず、沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)その他の県税に関する条例の定めるところによる県税の賦課徴収に関する事務のうち一部の事務については、沖縄県那覇県税事務所の所管区域を県一円とする。

第2条の2第1項中「(徴収金の滞納処分その他の沖縄県税条例施行規則で定める事務に関するものを除く。)」を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、沖縄県税条例の定めるところによる自動車税の賦課徴収に関する事務のうち一部の事務に係る所管区域については、この限りでない。

(沖縄県税条例の一部改正)

第2条 沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「名護県税事務所、コザ県税事務所及び那覇県税事務所の所管区域における徴収金の滞納処分その他の規則で定める事項に関するもの」を「名護市、国頭郡、島尻郡、うるま市、沖縄市、中頭郡(北谷町を除く。)、那覇市、豊見城市、南城市及び糸満市の区域における第143条第1項の規定による普通徴収の方法によつて徴収する種別割に係るもの」に改め、同条第3項中「知事は」の次に「、法人の県民税」を、「特定株式等譲渡所得金額に係る県民税」の次に「、法人の事業税」を、「地方消費税」の次に「、県たばこ税」を加え、「軽油引取税の」を「法人の県民税及び法人の事業税に係るものにあつては宮古事務所及び八重山事務所の所管区域におけるもの並びに名護県税事務所及びコザ県税事務所の所管区域における徴収金の滞納処分その他の規則で定める事項に関するもの、軽油引取税に係るものにあつては」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、知事は、法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税及び軽油引取税に係る徴収金の賦課徴収の調査に関する事項について、那覇県税事務所及び当該県税の課税地を所管する県税事務所等（那覇県税事務所を除く。）の長に委任する。

第15条第2項中「個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金（規則で定めるものに限る。）について」を「徴収金の納付又は納入」に、「納付」を「対して」に改める。

（沖縄県石油価格調整税条例の一部改正）

第3条 沖縄県石油価格調整税条例（平成27年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を削る。

第19条中「前条に規定する課税地を所管する県税事務所等（沖縄県税条例第2条第16号に掲げる県税事務所等をいう。）」を「那覇県税事務所」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条（沖縄県税条例第15条第2項の改正規定に限る。）の規定 令和3年2月1日

(2) 第1条の規定、第2条（沖縄県税条例第15条第2項の改正規定を除く。）の規定及び第3条の規定並びに次項から附則第4項までの規定 令和3年4月1日

（経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際第2条の規定による改正前の沖縄県税条例（以下「旧条例」という。）の規定により県税事務所等（宮古事務所及び八重山事務所を除く。以下この項及び次項において同じ。）の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に県税事務所等の長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後は自動車税事務所の長がすることとなる処分その他の行為又は自動車税事務所の長に対してなされることとなる申請その他の行為は、第2条の規定による改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定により自動車税事務所の長がした処分その他の行為又は自動車税事務所の

長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際旧条例の規定により自動車税事務所の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に自動車税事務所の長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後は県税事務所等の長がすることとなる処分その他の行為又は県税事務所等の長に対してなされることとなる申請その他の行為は、新条例の規定により県税事務所等の長がした処分その他の行為又は県税事務所等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際旧条例又は第3条の規定による改正前の沖縄県石油価格調整税条例の規定により県税事務所等（那覇県税事務所を除く。以下この項において同じ。）の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に県税事務所等の長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後は那覇県税事務所の長がすることとなる処分その他の行為又は那覇県税事務所の長に対してなされることとなる申請その他の行為は、新条例又は第3条の規定による改正後の沖縄県石油価格調整税条例の規定により那覇県税事務所の長がした処分その他の行為又は那覇県税事務所の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県税の賦課徴収に関する事務を効率的かつ効果的に行うため、自動車税の種別割の定期賦課に関する事務の一部を自動車税事務所から各県税事務所に移管し、法人の県民税等の賦課徴収に関する事務の一部を那覇県税事務所を集約し、県税に係る徴収金を知事が収納の事務を委託した者に納付することができることとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第24条」を「第25条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「登録を受ける地」を「登録事務を所管する機関の所在地」に、「¹¹狩猟税 狩猟者の登録を受ける地・¹² 産業廃棄物税 最終処分場の所在地」を¹¹「¹²狩猟税 狩猟者の登録事務を所管する機関の所在地」に改める。
産業廃棄物税 最終処分場の所在地」」
附則第5項中「平成32年度」を「令和7年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

令和7年度を目途として、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加えることとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第51条」を「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条各号に掲げる営業（同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。）に共通する法第54条」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 政令第35条各号に掲げる営業ごとの営業施設の基準は、別表第2のとおりとする。
- 3 法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る営業施設の基準は、前2項に定めるもののほか、別表第3のとおりとする。

第3条中「前条の規定にかかわらず、」を削り、「知事は」の次に「、臨時の営業の場合その他前条に規定する営業施設の基準により難しい場合であって、かつ」を、「ときは、」の次に「規則で定めるところにより」を加える。

第4条を次のように改める。

（営業許可証の掲示等）

第4条 知事は、法第55条の規定により許可をしたときは、営業許可証を交付するものとする。

- 2 前項の規定により営業許可証の交付を受けた者（次項において「許可業者」という。）は、営業許可証をその営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 3 許可業者は、営業許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、営業許可証の再交付を申請することができる。

第5条中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第6条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、「受けようとする者」の次に「又は第4条第3項の規定により営業許可証の再交付を受けようとする者」を加え、同条第2項中「政令第35条に規定する営業」を「手数料を徴収する事務」に、「別表第2」を「別表第4」に改める。

第7条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、「許可」の次に「又は第4条第

3項の規定により営業許可証の再交付」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

- 1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 食品、添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じて間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により必要な衛生管理措置が講じられている場合は、この限りでない。
- 3 施設が住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所と同一の建物にある場合は、それらと区画されていること。
- 4 施設の構造及び設備は、次に掲げるところによること。
 - (1) ほこり、汚水及び廃棄物による汚染を防止することができる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止することができる設備を有すること。
 - (2) 食品等を取り扱う作業をする場所の上部は、結露しにくく、結露によるかびの発生及び結露した水による食品等の汚染を防止するため換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
 - (3) 床面、内壁及び天井の材料及び構造は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表において「清掃等」という。）を容易に行うことができるものであること。
 - (4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設において、床面にあっては、不浸透性の材料で作られ、及び排水が良好であり、内壁にあっては、床面から容易に汚染される高さまで不浸透性の材料で腰張りされていること。
 - (5) 作業、検査及び清掃等を十分に行うための照度を確保できる照明設備を有すること。
 - (6) 施設の必要な場所に適切な温度で十分な量の水道事業等により供給される水又は規則で定める飲用に適する水を供給することができる給水設備を有すること。

- 17) 水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置又は浄水装置を備え、その水源は、外部から汚染されない構造を有すること。
- 18) 貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。
- 19) (6)の規定中「規則で定める飲用に適する水」とあるのは、法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に食品製造用水の使用についての定めがある食品を取り扱う営業については「食品製造用水」と、食品製造用水又は殺菌した海水の使用についての定めがある食品を取り扱う営業については「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
- 10) 従業者の手指を洗浄消毒する装置及び洗浄後の手指の再汚染を防止する構造の水栓を備える流水式手洗い設備を必要な個数有すること。
- 11) 排水設備は、次の要件を満たすこと。
 - ア 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び汚水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
 - イ 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
 - ウ 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
- 12) 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備又は冷凍設備を必要に応じて有すること。
- 13) 法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に冷蔵又は冷凍についての定めがある食品を取り扱う営業にあつては、その定めに従い必要な設備を有すること。
- 14) 必要に応じてねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備又はこれらが侵入した際に駆除するための設備を有すること。
- 15) 従業者の数に応じた数の便所を有し、その便所は、次の要件を満たすこと。
 - ア 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
 - イ 専用の流水式手洗い設備を有すること。
- 16) 原材料をその種類及び特性に応じた温度並びに汚染されない状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。
- 17) 洗浄剤、殺菌剤等の薬剤を食品等と区分して保管する設備を有すること。

- 18 廃棄物を入れる容器又は保管する設備は、次の要件を満たすこと。
- ア 不浸透性の材料を用い、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
 - イ 十分な容量を備えていること。
 - ウ 清掃がしやすいこと。
- 19 製品を包装する営業にあっては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。
- 20 従事者の数に応じた十分な広さがある更衣場所を作業場への出入りが容易な位置に配置すること。
- 21 食品等を洗浄するため、使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有し、その設備は、必要に応じて温湯、蒸気等を供給することができる機能を備えること。
- 22 添加物を使用する施設にあっては、添加物を専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。
- 5 食品若しくは添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、次に掲げるところによること。
- (1) 機械器具等は、適正に洗浄、保守及び点検をすることができる構造であること。
 - (2) 作業に応じた機械器具等を備えること。
 - (3) 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、次の要件を満たすこと。
 - ア 耐水性の材料で作られていること。
 - イ 洗浄が容易であること。
 - ウ 温湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能であること。
 - (4) 固定された、又は移動し難い機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に配置すること。
 - (5) 組立式の機械器具等は、分解及び清掃をしやすい構造であり、必要に応じて洗浄又は消毒が可能な構造であること。
 - (6) 食品又は添加物を運搬する容器は、汚染を防止することができる専用のものを備えること。
 - (7) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。
 - (8) 作業場の清掃等をするために必要な数の専用の用具を備え、その保管場所を有す

ること。

(9) 従事者が清掃等の作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

6 次の(1)から(4)までに掲げる場合には、前各号に掲げる基準のうち、それぞれ(1)から(4)までに定めるものは、適用しない。

(1) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業の場合 第4号(9)

(2) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合 第4号(4)、(11)、(13)及び(20)

(3) 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業のうち、自動車において処理をする場合 第4号(4)、(11)、(13)及び(20)

(4) 政令第35条第9号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合 第4号(10)から(13)まで及び(15)並びに前号(6)

7 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を含む。別表第2第1号(1)において同じ。）をする場合にあっては、第2号並びに第4号(4)及び(10)から(13)までの規定にかかわらず、次に定める基準により営業をすることができる。

(1) 床面及び内壁は、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性の材料以外の材料を使用することができる。

(2) 排水設備は、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に設けないことができる。

(3) 冷蔵設備又は冷凍設備は、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に設けることができる。

(4) 食品を取り扱う区域は、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画しないことができる。

8 次の(1)及び(2)に掲げる場合には、第1号から第5号までに掲げる基準のほか、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによること。

(1) 政令第35条第27号及び第28号に規定する営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合 次のアからエまでの要件を満たすこと。

ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は作業区分に応じて区画された場所（以下「区画された場所」という。）を有すること。

イ 原材料を保管する室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

ウ 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて加熱、殺菌、放冷又は冷却に必要な設備を有すること。

エ 製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

(2) 政令第35条第30号に規定する営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合 次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。

イ 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、加熱、充填、密封、殺菌又は冷却に必要な設備を有すること。

別表第2（第2条関係）

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業（自動車において調理をする場合に限る。）

(1) 簡易な営業にあつては、1日の営業において約40リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業において約80リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業において約200リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。

2 政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（食品を調理し、調理された食品を販売する自動販売機が屋内に設置されるものを除く。）

(1) ひさし、屋根等の雨水を防止することができる設備を有すること。ただし、雨水

による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りでない。

(2) 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性の材料であること。

3 政令第35条第3号に規定する食肉販売業

(1) 処理室を有すること。

(2) 処理室は、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

(3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

(4) 製品が冷凍保存を要する場合にあっては、製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。

(5) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄するために使用する容器は、不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、並びに蓋を備えていること。

4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業

(1) 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。

(3) 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。

(4) 自動車において鮮魚介類を処理する場合にあっては、第1号(1)から(3)までの要件を満たすこと。

(5) かきを処理する場合にあっては、次の要件を満たすこと。

ア 必要に応じてかきの浄化設備を有すること。

イ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

ウ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

5 政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業

- (1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。
- (2) 必要に応じて冷蔵設備、冷凍設備、製氷設備又は靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- (3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄又は冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

6 政令第35条第6号に規定する集乳業

- (1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
- (2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

7 政令第35条第7号に規定する乳処理業

- (1) 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて洗瓶をする室若しくは区画された場所又は容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあっては受入検査及び貯蔵をする室又は区画された場所を、受入検査を外部委託する施設にあっては受入検査をする室又は区画された場所を有することを要しない。
- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。
- (4) 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

8 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業

- (1) 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は区画された場所、牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、充填及び密栓に必要な設備を有し、生乳の殺菌をする場合にあっては、自記温度計を備える殺菌設備を有すること。
- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷

蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

9 政令第35条第9号に規定する食肉処理業

- (1) 原材料の荷受け及び処理並びに製品の保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄するために使用する容器は、不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、並びに蓋を備えていること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を処理量に応じて有すること。
- (4) 製品が冷凍保存を要する場合にあっては、製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を処理量に応じて有すること。
- (5) 処理室は、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- (6) 生体又はとたいを処理する場合にあっては、次の要件を満たすこと。
 - ア とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。
 - イ 必要に応じて懸ちょう室、脱羽をする場所又は羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。
 - ウ 剥皮をする場所は、懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄設備及び消毒設備を有すること。
 - エ 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉は、密閉することができる構造であること。
 - オ 摂氏60度以上の温湯を供給することができる洗浄設備及び摂氏83度以上の温湯を供給することができる消毒設備を有し、これらの設備は、供給する温湯の温度を確認することができる温度計を備えること。
- (7) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次の要件を満たすこと。
 - ア 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等は、密閉することができる構造であること。

イ 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた鳥獣の種類及び頭数をいう。）に応じた量の水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有することとし、鹿又はいのししを処理する場合にあっては、成獣1頭当たり約100リットルの水を供給することができる貯水設備を有すること。

ウ 汚水の貯留設備は、不浸透性の材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、並びに蓋を備えていること。

エ 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所は、処理室の入口に隣接するものとし、風雨、ほこり等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

(8) 血液を加工する施設にあつては、次の要件を満たすこと。

ア 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵設備又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあつては、運搬用具を洗浄及び殺菌する室並びに原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。

イ アに規定する各室又は設備は、作業区分に応じて区画されていること。

ウ 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

エ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

10 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業

(1) 専用の照射室を有すること。

(2) 適切な照射線量を正確に調整することができるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

(3) 照射線量を正確に測定することができる化学線量計を備えること。

11 政令第35条第11号に規定する菓子製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷又は冷却に必要な設備を有すること。

- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
 - (4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。
- 12 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業
- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。
- 13 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業
- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は区画された場所を有すること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化又は分離をするための設備を有すること。
- 14 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業
- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては、製造に限る。）をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて容器の洗浄又は製造若しくは組立てをする設備を有すること。
 - (2) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。
- 15 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業
- (1) 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。
- 16 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業

- 1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄又は解凍をするための室又は区画された場所を有すること。
- 2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- 3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻^ほ煙、焙^{ばい}焼、脱水、冷却等をするための設備を有すること。
- 4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- 5) 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に^{ばいせい}溜^り溜^り槽^{そう}及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。
- 16) かきを処理する場合にあっては、第4号(5)アからウまでの要件を満たすこと。
- 17 政令第35条第17号に規定する氷雪製造業
製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて製品の調整又は包装をする室又は区画された場所を有すること。
- 18 政令第35条第18号に規定する液卵製造業
 - 1) 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
 - 2) 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過又は加熱殺菌に必要な設備を有すること。
 - 3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては、製品が摂氏8度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。
 - 4) 製品が冷凍保存を要する場合にあっては、製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を有すること。
- 19 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業
 - 1) 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
 - 2) 食用油脂を製造する施設にあっては、製造する室又は場所は、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油又は調合に必要な設備を有すること。

(3) マーガリン又はショートニングの製造をする施設にあつては、製造する室又は場所は、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて練り合わせ、殺菌若しくは冷却に必要な設備又は熟成室を有すること。

20 政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

(1) 製麹^{まがひ}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の充填又は包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 製品の充填又は包装をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄又は製造若しくは組立てをする設備を有すること。

(3) しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過又は圧搾製成に必要な設備を有すること。

(4) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

21 政令第35条第21号に規定する酒類製造業

(1) 製造する品目に応じて製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び圧搾を含む。）をし、並びに製品の充填又は包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 製品の充填又は包装をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄若しくは検瓶又は製造若しくは組立てをする設備を有すること。

(3) 製造する品目に応じて洗浄、浸漬、蒸きょう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填又は密栓に必要な設備等を有すること。

22 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装をするための設備を有すること。ただし、温かい状態で販売する豆腐を製造する場合は、冷却に必要な設備については、この限りでない。

(3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を有すること。

(4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあつては、必要に応じて冷凍、乾燥、油調等をする設備を有すること。

23 政令第35条第23号に規定する納豆製造業

- (1) 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

24 政令第35条第24号に規定する麺類製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて原材料又は製品の乾燥、冷蔵又は冷凍をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調又は冷却に必要な設備を有すること。

25 政令第35条第25号に規定するそうざい製造業及び同条第26号に規定する複合型そうざい製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、加熱、殺菌、放冷又は冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

26 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて加熱、殺菌、放冷又は冷却に必要な設備を有すること。
- (4) 製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

27 政令第35条第29号に規定する漬物製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画され

た場所を有すること。

(2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。

(3) 浅漬けを製造する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

28 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業

(1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、加熱、充填、密封、殺菌又は冷却に必要な設備を有すること。

29 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業

(1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

30 政令第35条第32号に規定する添加物製造業

(1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。

(3) 添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。

(4) 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。

(5) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が

法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に適合する場合は、この限りでない。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第2条関係）

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第3号に規定する食肉販売業、同条第9号に規定する食肉処理業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次の要件を満たすこと。

- (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
- (2) 器具及び手指をそれぞれ洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
- (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
- (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては、当該生食用食肉が摂氏4度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。
- (5) 取り扱う生食用食肉が冷凍保存を要する場合にあっては、当該生食用食肉が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を有すること。
- (6) 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

2 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次の要件を満たすこと。

- (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施設することができる容器等を備えること。
- (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
- (3) ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを零下18度以下で急速に凍結することができる機能を備える冷凍設備を有すること。

別表第4（第6条関係）

名称	手数料を徴収する事務	金額
飲食店営業許可申請手	法第55条第1項及び政令第35条第1号の	1件につき16,000円

敷料	規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	
調理機能付き自動販売機営業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第2号の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	1件につき9,600円
食肉販売業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第3号の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	1件につき9,600円
魚介類販売業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第4号の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	1件につき9,600円
魚介類競り売り営業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第5号の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
集乳業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第6号の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	1件につき9,600円
乳処理業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第7号の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第8号の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
食肉処理業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第9号の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
食品の放射線照射業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第10号の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円

菓子製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第11号の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	1件につき14,000円
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第12号の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき14,000円
乳製品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第13号の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
清涼飲料水製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第14号の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
食肉製品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第15号の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
水産製品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第16号の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき16,000円
氷雪製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第17号の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
液卵製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第18号の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
食用油脂製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第19号の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第20号の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	1件につき16,000円

酒類製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第21号の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき16,000円
豆腐製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第22号の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	1件につき14,000円
納豆製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第23号の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	1件につき14,000円
麺類製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第24号の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき14,000円
そうざい製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第25号の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
複合型そうざい製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第26号の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
冷凍食品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第27号の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第28号の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
漬物製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第29号の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	1件につき16,000円
密封包装食品製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第30号の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円

食品の小分け業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第31号の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	1件につき9,600円
添加物製造業許可申請手数料	法第55条第1項及び政令第35条第32号の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	1件につき21,000円
営業許可証再交付手数料	第4条第3項の規定に基づく営業許可証の再交付	1件につき400円

附 則

この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和3年6月1日）から施行する。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

食品衛生法施行令の一部が改正されたことにより、県が施設についての基準を定めるべき営業が見直されたこと等を踏まえ、飲食店営業等の営業施設の基準、営業許可の申請に係る手数料等を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例

第1条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の定めるところにより県が設立する地方独立行政法人に係る法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が50万円以上の財産とする。

第2条 法の定めるところにより県が設立する地方独立行政法人に係る法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、適正な見積価額が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限り。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、県からの出資等に係る財産のうち、地方独立行政法人が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認める場合において知事の認可を受けて納付等をする重要な財産を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により条例で定める県の内部組織は、公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年沖縄県条例第 号）第1条の規定による廃止前の沖縄県立芸術大学条例（昭和61年沖縄県条例第1号）第1条に規定する沖縄県立芸術大学とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、同法人への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県立芸術大学条例の廃止)

第1条 沖縄県立芸術大学条例(昭和61年沖縄県条例第1号)は、廃止する。

(沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の廃止)

第2条 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例(昭和61年沖縄県条例第2号)は、廃止する。

(沖縄県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和47年沖縄県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法人は、」の次に「地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人及び」を加え、「第8条第5項第3号」を「第8条第5項第2号」に改める。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第9条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に、「又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第9条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に改め、第19号を第21号とし、第18号の次に次の2号を加える。

19 第9条の2第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

20 第9条の2第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

第7条の4第2項中「第19号」を「第21号」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(特定一般地方独立行政法人役員から復帰した職員等の在職期間の計算)

第9条の2 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該一般地方独立行政法人の役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているものの役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条及び第21条第5項において「特定一般地方独立行政法人役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き再び職員となった者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きた在職期間とみなす。

- 2 特定一般地方独立行政法人役員が、一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の第8条第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第8条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用する。

第21条に次の1項を加える。

- 5 職員が第9条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(沖縄県情報公開条例の一部改正)

第5条 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第19条の2」に改める。

第2条第1項中「病院事業の管理者」の次に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政

法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「、実施機関の職員」の次に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条第2号ウ中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第19条中「知事」の次に「又は県が設立した地方独立行政法人」を加える。

第3章第1節中第20条の前に次の1条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第19条の2 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をすることができる。

第20条中「（平成26年法律第68号）」を削る。

附則第7項を次のように改める。

（県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

7 県が設立した地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

（沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人のうち、県が設立したもの

（沖縄県個人情報保護条例の一部改正）

第7条 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第42条の2」に改める。

第1条中「県の機関」を「実施機関」に改める。

第2条第3項中「、実施機関の職員」の次に「（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）」を加え、同条第7項中「病院事業の管理者」の次に「並びに県が設立した地方独立行政法人」を加え、同条第8項中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第7条第3項第9号中「地方独立行政法人」の次に「（県が設立した地方独立行政法人を除く。次条第2項第2号において同じ。）」を加える。

第3章第4節中第43条の前に次の1条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第42条の2 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をすることができる。

第43条中「（平成26年法律第68号）」を削る。

附則に次の1項を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

8 県が設立した地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第2

号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第19号まで」を「第18号まで及び第21号」に改める。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、公の施設として設置する沖縄県立芸術大学は、同法人が設置及び管理を行うこととなったことから、沖縄県立芸術大学条例等を廃止するとともに、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料					
		単位	所在地				
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1 年	1,700	730	510	420	380
	第2種電柱		2,600	1,100	790	650	580
	第3種電柱		3,500	1,500	1,100	880	780
	第1種電話柱		1,500	650	460	380	340
	第2種電話柱		2,400	1,000	730	610	540
	第3種電話柱		3,400	1,400	1,000	830	740
	その他の柱類		150	65	46	38	34
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	15	7	5	4	3	
地下に設ける電線その他の線類		9	4	3	2	2	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	640	450	370	330	

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	920	390	270	230	200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100	1,300	910	760	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,300	550	380	320	280
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000	4,300	1,900	960	670
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	1,300	910	760	680
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	64	27	19	16	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		92	39	27	23	20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140	59	41	34	30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180	78	55	45	41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280	120	82	68	61
	外径が0.3メートル		370	160	110	91	81

	以上0.4メートル未満のもの								
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		640	270	190	160	140		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		920	390	270	230	200		
	外径が1メートル以上のもの		1,800	780	550	450	410		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	1,300	910	760	680		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額						
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額						
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額						
	上空に設ける通路		13,000	2,100	930	480	330		
	地下に設ける通路		7,600	1,300	560	290	200		
	その他のもの		3,100	1,300	910	760	680		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	250	43	19	10	7	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	2,500	430	190	96	67		

政令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	2,500	430	190	96	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000	4,300	1,900	960	670
	標識		1本につき1年	2,400	1,000	730	610	540
	旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	250	43	19	10	7
		その他のもの	1本につき1月	2,500	430	190	96	67
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	250	43	19	10	7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	2,500	430	190	96	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	25,000	4,300	1,900	960	670
		その他のもの		13,000	2,100	930	480	330

政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	3,100	1,300	910	760	680	
政令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.033を乗じて得た額					
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	2,500	430	190	96	67	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		310	130	91	76	68	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額				
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額					

別表備考第2号(2)中「豊見城市」の次に「、読谷村」を加え、同号(3)中「、読谷村」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）附則第3項の規定の適用を受ける既存占用物件を除く。）について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。
 - (1) 令和3年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 令和4年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

(沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成29年沖縄県条例第36号）」を「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第 号）」に改める。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、道路占用料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例の一部を改正する条例

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 雑則（第29条）」を「第9章 アルコール関連犯罪の防止（第29条—
第10章 雑則（第34条）

第33条）
」に改める。

第1条中「すべて」を「全て」に改める。

第25条の見出しを削る。

第29条中「及び第28条」を「、第28条及び第31条」に改め、同条を第34条とする。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 アルコール関連犯罪の防止

第29条 県は、アルコール関連犯罪（刑罰法令に触れる行為又はそれに類する行為で、酒に酔っている者が行い、又は当該者に対して行われるものをいい、沖縄県飲酒運転根絶条例（平成21年沖縄県条例第38号）第2条第5号に規定する飲酒運転に係るものを除く。以下同じ。）の防止に努めるものとする。

（アルコール関連犯罪に関する広報啓発）

第30条 県は、アルコール関連犯罪の防止に関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（アルコール関連犯罪の防止に関する指針の策定）

第31条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、アルコール関連犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

（アルコール関連犯罪の防止に関する措置）

第32条 県は、前条に規定する指針に基づき、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、アルコール関連犯罪の防止に関する自主的な活動を行う県民等及び民間団体を認定する制度を設ける等県民等及び民間団体のアルコール

関連犯罪防止のための自主的な活動の促進に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等との連携)

第33条 県は、第31条に規定する指針に基づき、アルコール関連犯罪の防止に関する措置を講ずるに当たっては、酒類の製造又は販売を行う事業者、民間団体等と連携するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

アルコール関連犯罪の防止に関する施策の基本となる事項を定め、事業者等と連携しながら当該施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

工事請負契約について

高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築1工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築1工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,084,600,000円
- 4 契約の相手方 沖縄市字登川2989番地
株式会社基土木・株式会社山口建設・有限会社明城建設特定建設工事
共同企業体
代表者 株式会社基土木 代表取締役 仲宗根勇
株式会社山口建設 代表取締役 山口裕
有限会社明城建設 代表取締役 山城重幸

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約について

高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築2工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築2工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,120,768,000円
- 4 契約の相手方 沖縄市美里六丁目5番1号
株式会社仲本工業・株式会社野原建設・米元建設工業株式会社特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社仲本工業 代表取締役 仲本豊
株式会社野原建設 代表取締役 上地修
米元建設工業株式会社 代表取締役 米元文啓

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和元年第5回沖縄県議会（定例会）で乙第12号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「2,046,000,000円」を「2,089,835,000円」に変更する。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）新築工事（建築）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和元年第5回沖縄県議会（定例会）で乙第13号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,538,680,000円」を「1,579,149,000円」に変更する。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事（建築1工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和元年第5回沖縄県議会（定例会）で乙第14号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,150,574,700円」を「1,171,298,700円」に変更する。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事（建築2工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和元年第5回沖縄県議会（定例会）で乙第15号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「936,540,000円」を「955,119,000円」に変更する。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事（建築3工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

別表

	入居者の住所	入居者の氏名
1	[Redacted]	
2		

損害賠償請求事件の和解について

損害賠償請求事件の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 件 名 損害賠償請求事件（那覇地方裁判所平成31年（ワ）第222号）

2 和解当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

被告



3 和解内容 別紙1及び別紙2のとおり

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

係争中の訴訟事件について和解をするためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

和解当事者

原告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

被告 [REDACTED]

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として、金1,000万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を令和3年3月31日までに、原告の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

和解内容

和解当事者

原告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

被告 [REDACTED]

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として、金1,000万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を和解が調った日から1か月以内に、原告の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1. 公の施設の名称 沖縄県公文書館
2. 指定管理者となる団体 那覇市字小祿1831番地1
公益財団法人沖縄県文化振興会
3. 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1. 公の施設の名称 沖縄ライフサイエンス研究センター
2. 指定管理者となる団体 宜野湾市大謝名二丁目8番5号
イノベーションサポート沖縄株式会社
3. 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1. 公の施設の名称 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区
2. 指定管理者となる団体 那覇市おもろまち1丁目1番12号
株式会社沖縄ダイケン
3. 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1. 公の施設の名称 沖縄IT津梁パーク施設
2. 指定管理者となる団体 那覇市おもろまち1丁目1番12号
株式会社沖縄ダイケン
3. 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立奥武山総合運動場
- 2 指定管理者となる団体 奥武山パークマネジメント
代表者 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C 株式会社トラ
ステック
浦添市内間二丁目6番22号ニューシャインビル401 株式会
社KEI LINER
浦添市牧港四丁目11番3号（おきでん牧港ビル） 沖電開発
株式会社
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 奥武山公園
- 2 指定管理者となる団体 奥武山パークマネジメント
代表者 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C 株式会社トラ
ステック
浦添市内間二丁目6番22号ニューシャインビル401 株式会
社KEI LINER
浦添市牧港四丁目11番3号（おきでん牧港ビル） 沖電開発
株式会社
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1. 公の施設の名称 中城公園
2. 指定管理者となる団体 沖縄市比屋根二丁目15番2号
おきなわスポーツイノベーション協会株式会社
3. 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

当せん金付証券の発売について

令和3年度において、次のように当せん金付証券を発売するものとする。

発売限度額 15,300,000,000円

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公共事業、市町村振興事業等の財源に充てるため令和3年度において本県が発売する当せん金付証券の発売限度額については、当せん金付証券法第4条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

国営土地改良事業に係る負担金の徴収について

国営土地改良事業により利益を受ける宮古島市に対し、次のとおり当該事業に要した費用の一部を負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定により議会の議決を求める。

市町村	事業費 (円)	負担金 (円)	負担 割合	負担金の 徴収期間	負担金の徴収方法	負担金の 徴収利率
宮古島市	1,061,012,000	35,630,000	$\frac{1}{30}$	17年（令和3年度から令和19年度まで）	2年据置15年元利均等年賦徴収（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度に徴収）の方法による。ただし、宮古島市の申出があるときは、負担金の全部又は一部につき一時支払の方法によることができる。	土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項の農林水産大臣の定める率
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。						

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

国営土地改良事業により利益を受ける宮古島市から負担金を徴収するには、土地改良

法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めることについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めることについて、同条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

公立大学法人沖縄県立芸術大学中期目標

沖縄は、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な芸術文化を受け入れ、沖縄の精神的、文化的風土と融合させることで、亜熱帯の海に囲まれた美しい島々に、独特の芸術文化を育んできた。

昭和61年に開学した沖縄県立芸術大学は、今日までに多数の人材を輩出し、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的芸術文化の形成及び発展を担ってきた。その間、教育研究で蓄積された芸術的資産及び能力を広く地域社会に還元すべく公開講座及び文化講座を開催し、また、県民に芸術鑑賞の機会を提供する等、地域社会に貢献してきたところである。

近年、少子高齢化やグローバル化等、大学を取り巻く社会環境が大きく変化し、求められる機能が拡大している中、沖縄県立芸術大学が担う意義や役割は極めて大きく、将来にわたって地域や社会の期待や要請に応えていくためには、地域及び社会のニーズを十分に反映した自由で活発な教育研究等を推進し、豊かな知性、感性及び実践力を身につけた地域及び社会に貢献できる人材を育成していくことがこれまで以上に必要となっている。

また、沖縄の豊かな亜熱帯海洋性の自然環境、歴史的風土及び伝統に根ざした個性豊かな文化は、県民の誇りであり、人を魅了し、ひきつける力「ソフトパワー」を有する。先人から受け継いだ文化を次世代に引き継ぐとともに、その魅力を世界に発信していく必要がある。

このような状況を踏まえ、公立大学法人沖縄県立芸術大学は、大学を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究し、その成果を広く社会に還元するとともに、豊かな人間性と芸術的

な創造力及び応用力を備えた人材を育成し、もって芸術文化及び地域社会の発展に資することを目的として設立されるものであり、建学の理念のもと、法人の目的を達成するために、次のとおり中期目標を定める。

第1 基本目標

公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）の目的を達成するための基本的方向として、次のとおり基本目標を定め、これらの基本目標に基づき中期目標を定める。

1 教育研究等の質の向上に関する基本目標

教育研究等の質の向上に関する基本目標（住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する基本目標）は、次のとおりとする。

(1) 教育に関する基本目標

教育の質を保証し、その改善及び向上に取り組むことにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、県内はもとより全国から意欲のある学生を受け入れ、専門分野における特色ある実技及び理論教育を行い、地域社会と協働した学生教育を実施することにより、芸術的な創造力及び応用力を持ち、人間性が豊かで、地域及び社会に貢献できる人材を育成する。

(2) 研究に関する基本目標

ア 教育や社会貢献の源泉となる教員自らの研究水準を高めるとともに、各専門領域及び各組織の間で連携して行う研究を推進する。

イ 沖縄文化が造りあげてきた美術、工芸、音楽、芸能等様々な芸術文化の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、その成果を教育に反映させるとともに国内外に広く発信する。

(3) 社会貢献等に関する基本目標

専門分野における特色ある実技及び理論教育による優れた人材の育成に努めるとともに、沖縄県や他の自治体、他大学、民間企業、地域の文化施設、試験研究機関等との多様な連携による地域の課題やニーズに対応した取組を推進し、その成果を広く地域及び社会に還元する。

2 法人運営に関する基本目標

法人運営に関する基本目標は、次のとおりとする。

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する基本目標

学長となる理事長のリーダーシップの下、戦略的でスピード感のある柔軟な大学運営を推進し、教育研究や社会貢献等を最大限行えるよう、ガバナンス体制の充実を図るとともに、外部有識者等の意見を踏まえて、業務の点検及び見直しを行うことにより、業務運営の改善及び効率化を図る。

(2) 財務内容の改善に関する基本目標

外部研究資金の積極的な獲得や新たな収入源の確保を図るとともに、予算の効率的かつ効果的な配分や資産の適正な運用管理等により、財務内容の改善を図る。

(3) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する基本目標

ア 大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を継続的に保証するため、自ら行う点検及び評価を定期的を実施するとともに、その評価結果を公表し、教育研究及び大学運営の改善に反映させる。

イ 大学のブランド力の向上のための戦略的な広報活動を展開する。

(4) その他業務運営に関する重要な基本目標

ア 中長期的な視点に立った施設マネジメントを実施するとともに、安全衛生管理体制を構築することにより、安全かつ安心な教育研究環境及び労働環境を確保する。

イ 関係法令等の遵守の徹底や情報セキュリティ体制の充実のほか、人権侵害を防止するための体制整備を図る。

第2 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、次のとおり学部及び研究科を置く。

学部	美術工芸学部 音楽学部
研究科	造形芸術研究科 音楽芸術研究科

第3 中期目標の期間において達成すべき目標

中期目標の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標は、次のとおりとする。

1 教育研究等の質の向上に関する目標

教育研究等の質の向上に関する目標（住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標）は、次のとおりとする。

(I) 教育に関する目標

ア 教育の内容及び成果に関する目標

沖縄県立芸術大学及び大学院の3つの方針（卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針）に基づき、学生が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学生が実感できる教育を行うことで、美術、工芸、音楽、芸能等の専門的な「学び」の意欲を高めると同時に、芸術的な創造力及び応用力を持ち、人間性が豊かで、地域及び社会に貢献できる人材を育成する。

イ 教育の実施体制等に関する目標

(1) 在学中のみならず、卒業又は修了した後の学生の成長も見据えた「学び」の質を保证するため、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた教員の確保に努め、教員の適切な配置を行うとともに、教育内容や方法に関する点検及び評価を実施し、教育の質の保証を図る。

(2) 大学教育及び芸術分野の研究の進展、時代の変化や社会の要請等を踏まえ、組織的に教育及び教員の質の向上に努めるとともに、学生の学修意欲や教育効果を高めるため、学内施設や教育備品等の計画的な整備と適切な維持管理により、教育環境の向上を図る。

ウ 学生への支援に関する目標

(1) 多様な学生が心身ともに充実した学生生活を送り、意欲的に学修に取り組むことができるよう、学修支援、生活支援等の学生へのきめ細かな支援体制を整備する。

(2) 学生が個性や能力を生かし希望した進路に進むことができるよう、キャリア

支援を充実させる。

② 研究に関する目標

ア 研究水準及び研究成果に関する目標

- (7) 沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化を継承しつつ、自由で多様な研究の推進を通して、新しい芸術文化の可能性を追究する。
- (4) その研究成果を国内外に広く発信することで、芸術文化の振興及び発展に寄与する。

イ 研究の実施体制等に関する目標

- (7) 教員の研究活動の活性化及び効率化を図るため、各専門領域及び各組織の間で連携して行う研究を推進するとともに、研究支援体制の充実を図り、研究環境の整備に努める。
- (4) 教育及び研究を一体不可分のものとして実施するため、研究の成果を教育に反映させるよう研究の質の向上を図るとともに、学長となる理事長のリーダーシップの下で、適切な予算配分を行う。

③ 社会貢献等に関する目標

ア 社会貢献に関する目標

- (7) 地域文化を担う人材の育成やリカレント教育を積極的に進めるとともに、展覧会や演奏会、発表会等を通して、蓄積された芸術的資産及び能力を地域及び社会に還元する。
- (4) 大学に対する社会の期待や多様なニーズに対応するため、産学官連携や大学間の連携を強化し、芸術文化振興の課題解決に向けた取組を推進することで、地域及び社会に貢献する。

イ 国際交流等に関する目標

- (7) 沖縄の地理的特性をもとに、太平洋文化圏における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性との関わりを明らかにするため、アジア地域における芸術文化の研究をはじめ、芸術教育の国際交流を推進する。
- (4) 国際的視野に立った芸術家及び研究者を育成するため、海外の大学、研究機関等との連携によりネットワーク基盤の強化を図り、学生の派遣や留学生の受け入れ、共同研究等を推進する。

2 法人運営に関する目標

法人運営に関する目標は、次のとおりとする。

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

ア 運営体制の改善に関する目標

(7) 学長となる理事長のトップマネジメントにより、法人全体の視点に立った迅速な意思決定を行うことのできる運営体制を構築するとともに、効果的かつ効率的な予算等の配分を行い、役員等に学外の有識者等を登用することで、戦略的で機動的な業務運営を行う。

(4) 業務運営の適正化及び透明性を確保するため、外部有識者等の意見を踏まえて、業務の点検及び見直しを行うことにより、業務運営の改善及び効率化を図る。

イ 教育研究組織の見直しに関する目標

公立大学法人としての責務を踏まえた上で、社会情勢の変化や地域のニーズを的確に見極め、大学の強みや特色を最大限に生かした教育研究を展開するため、必要に応じて教育研究組織の見直しを行う。

ウ 人事の適正化に関する目標

(7) 法人の自主的、自律的かつ効率的な大学運営により、教育研究活動や社会貢献を推進するため、教職員の意欲及び資質の向上につながる柔軟な人事制度を構築する。

(4) 大学の教育研究の活性化を図る観点から、教職員の採用基準や評価基準等を定め適切に運用するとともに、優れた人材の確保に努める。

エ 事務等の効率化及び合理化に関する目標

事務組織の機能向上と事務処理の効率化及び合理化を図るため、定期的な点検を実施し、必要に応じて、組織や業務の見直しを行うほか、業務の外部委託の検討等を含め、事務手続の集約化及び簡素化を図るとともに、大学業務に精通した専門性の高い職員の育成を図る。

(2) 財務内容の改善に関する目標

ア 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

経営の安定化及び自由で独創的な教育研究環境の充実を図るため、科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得に組織的に取り組むとともに、収入源の見直しや新たな収入源の確保を図る。

イ 経費の効率化に関する目標

大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、役員及び教職員がコスト意識を持ち、予算の効率的な執行や業務の簡素化及び合理化、契約方法の見直し等の業務改善を行うとともに、適正な人員配置等により、経費の節減に努める。

ウ 資産の適正な運用管理に関する目標

法人の健全な運営を確保するため、保有資産を適正に管理し、及び運用する体制を整備するとともに、長期的かつ経営的視点に立った資産の効果的かつ効率的な活用を図る。

(3) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

ア 自ら行う点検及び評価の充実に関する目標

(7) 大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を継続的に保証するため、自ら行う点検及び評価を定期的に行うとともに、外部からの点検及び評価を行う。

(4) 教育研究、法人運営等、業務運営全般にわたって透明性を確保するため、その評価結果を公表するとともに、教育研究及び大学運営の改善に反映させる。

イ 情報公開の推進等に関する目標

法人の運営状況の透明性を確保し、説明責任を果たすため、法人の組織運営や大学の教育研究、社会貢献等の情報を積極的に発信するとともに、大学のブランド力の向上のための戦略的な広報活動を展開する。

(4) その他業務運営に関する重要目標

ア 施設設備の整備及び活用等に関する目標

良好な教育研究環境を保持するため、大学施設の老朽化対策、計画的な維持管理等、中長期的な視点に立った施設マネジメントを実施するとともに、各キャンパスの効率的な活用を検討する。

イ 安全管理等に関する目標

安全衛生管理体制を構築することにより、学生及び教職員が安全に安心して教育研究に取り組むことができる環境及び教職員が安全に安心して働くことができる環境を確保するとともに、災害、事故、犯罪等に対して迅速かつ適切に対応す

るための体制を構築する。

ウ 法令遵守及び人権の尊重に関する目標

(7) 適正な業務運営を行うため、関係法令等の遵守の徹底及び情報セキュリティ体制の充実を図る。

(4) ハラスメント等の人権侵害を防止するため、全学一体となった体制整備を図るとともに、研修会等を通じて人権尊重に対する役員、教職員及び学生の意識向上を図る。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公立大学法人沖縄県立芸術大学の中期目標を定めるには、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めることについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めることについて、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第18条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 土地

所在地	地目	地積 (㎡)	価額 (円)	権利の種類
那覇市首里当蔵町1丁目4番1	宅地	9,502.93	1,273,000,000	所有権
那覇市首里当蔵町1丁目5番1	宅地	747.81		
那覇市首里当蔵町1丁目4番3	宅地	1,088.26		
那覇市首里当蔵町1丁目5番3	宅地	722.07		
那覇市首里当蔵町1丁目9番	宅地	806.93		
那覇市首里当蔵町2丁目3番3	学校用地	1,104.00	1,650,000,000	
那覇市首里当蔵町2丁目4番1	学校用地	9,563.00		
那覇市首里当蔵町2丁目6番1	学校用地	5,865.00		
那覇市首里金城町1丁目38番	学校用地	2,507.00	699,000,000	
那覇市首里金城町3丁目6番	学校用地	6,896.00		
那覇市首里金城町3丁目6番2	学校用地	295.00		
那覇市首里金城町1丁目39番	畑	1,083.00	57,000,000	

合 計	40,181.00	3,679,000,000
-----	-----------	---------------

2 建物

名称	所在地	構造	延床面積 (㎡)	価額 (円)	権利の 種類
管理棟・ 一般教育 棟	那覇市首里当蔵町1 丁目4番地1	鉄筋コンクリー ト造コンクリー ト屋根かわら重 ねぶき地下1階 付き3階建	3,118.17	262,000,000	所有権
音楽棟	那覇市首里当蔵町1 丁目4番地1	鉄筋コンクリー ト造コンクリー ト屋根かわら重 ねぶき4階建	3,539.20	343,000,000	
福利厚生 棟	那覇市首里当蔵町1 丁目9番地	鉄筋コンクリー ト造コンクリー ト屋根かわら重 ねぶき地下1階 付き2階建	948.26	147,000,000	
美術棟	那覇市首里当蔵町2 丁目4番地1	鉄筋コンクリー ト造かわらぶき 地下1階付き3 階建	3,249.12	251,000,000	
体育館	那覇市首里当蔵町2 丁目4番地1	鉄筋コンクリー ト造ステンレス 鋼板ぶき2階建	1,048.40	106,000,000	
附属図書 ・芸術資 料館	那覇市首里当蔵町2 丁目4番地1及び3 番地3	鉄筋コンクリー ト造かわらぶき 地下2階付き2 階建	3,722.45	563,000,000	
附属研究 所棟	那覇市首里金城町1 丁目38番地並びに首	鉄筋コンクリー ト造陸・かわら	1,732.63	195,000,000	

	里金城町3丁目6番地及び6番地2	ぶき地下1階付き3階建		
陶芸棟	那覇市首里金城町3丁目6番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	224.46	5,000,000
変電室	那覇市首里金城町3丁目6番地及び6番地2	コンクリートブロック造陸屋根平家建	34.56	1,000,000
消火ポンプ室	那覇市首里金城町1丁目38番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建	8.48	2,000,000
デザイン・中央棟	那覇市首里崎山町4丁目212番地1、205番地、205番地4、205番地5、205番地7及び223番地	鉄骨造陸屋根3階建	3,188.92	361,000,000
工芸棟	那覇市首里崎山町4丁目212番地1、205番地、205番地4、205番地5、205番地7及び223番地	鉄骨造陸屋根2階建	3,602.74	395,000,000
彫刻棟(1)	那覇市首里崎山町4丁目212番地1、205番地、205番地4、205番地5、205番地7及び223番地	鉄骨造陸屋根2階建	1,062.05	202,000,000
彫刻棟(2)	那覇市首里崎山町4丁目212番地1、205番地、205番地4、205番地5、205番地7及び223番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	330.00	40,000,000
彫刻棟(3)	那覇市首里崎山町4	鉄骨造亜鉛メッ	648.13	30,000,000

丁目212番地1、205番地、205番地4、205番地5、205番地7及び223番地	キ鋼板ぶき2階建			
合 計		26,457.57	2,903,000,000	

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公立大学法人沖縄県立芸術大学に承継させる権利を定めるには、地方独立行政法人法施行令第18条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 小 濱 守 安

生年月日 [REDACTED]

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

教育委員会委員1人が令和2年12月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）（別紙）

理 由

新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年10月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）

令和2年度沖縄県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に8,610,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ877,725,875千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		千円 256,215,882	千円 8,610,000	千円 264,825,882
	2 国庫補助金	205,867,425	8,610,000	214,477,425
歳 入 合 計		869,115,875	8,610,000	877,725,875

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 146,719,698	千円 8,610,000	千円 155,329,698
	1 社会福祉費	96,442,837	8,610,000	105,052,837
歳 出 合 計		869,115,875	8,610,000	877,725,875

軌道敷設に関する線路及び工事方法書に記載した事項の変更認可申請に伴う意見について

次のとおり軌道の敷設に関し、線路及び工事方法書に記載した事項を変更することについて意見を求められているので、軌道法施行令（昭和28年政令第258号）第6条第3項において準用する同令第2条第2項の規定により、令和2年12月28日までに議会の意見を求める。

- 1 線路及び工事方法書に記載した事項について変更の認可を申請する者 沖縄都市モノレール株式会社 代表取締役社長 美里義雅
- 2 線路及び工事方法書に記載した事項の変更に係る道路の区間

道路の種別及び路線名	区間	延長
県道那覇空港線	那覇市字安次嶺508番1から 那覇市字安次嶺330番2まで	480m

- 3 変更する工事方法書に記載した事項 特殊設計及び工事に伴う人に対する危害の防止方法

令和2年11月25日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

軌道法施行令第6条第2項の規定により、線路及び工事方法書に記載した事項の変更の認可の申請があったので、同条第3項において準用する同令第2条第2項の規定により、議会の意見を求める必要がある。

これが、この諮問を提出する理由である。